

総行福第62号  
令和3年3月31日

各都道府県知事 殿  
(市町村担当課・区政課扱い)

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令等の施行について(通知)

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令(令和3年政令第104号)が公布され、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成23年政令第151号。以下「平成23年改正令」という。)、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下「平成27年経過政令」という。)及び令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令(平成28年政令第132号)が改正されます。

さらに、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第28号)が公布され、地方公務員等共済組合法施行規則(昭和37年自治省令第20号)及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年総務省令第52号。以下「平成23年改正省令」という。)が改正されます。

このたびの改正概要は下記のとおりです。については、関係事項を貴都道府県内の市区町村(一部事務組合を含む。)並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

## 記

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令について

### 第1 地方議会議員の年金の額の改定に関する事項（第1条関係）

地方議会議員であった者に係る令和3年4月分以後の月分の地方議会議員年金の額については、以下のとおり他の公的年金と同様に名目手取り賃金変動率等により改定することとされたこと。

- 1 賃金スライドによる年金額算定の基準日は、令和2年6月1日とされたこと。（平成23年改正令附則第2条の2第1項関係）
- 2 物価スライドに用いる改定率は、4.813とされたこと。（平成23年改正令附則第2条の2第2項関係）

### 第2 年金である給付の額の改定の特例等に関する事項（第2条関係）

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）の一部の施行に伴い、令和3年4月1日から厚生年金制度の年金額の改定ルールにおいて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底する措置が講じられた。これに伴い、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等の改定の特例及び追加費用対象期間を有する者に係る年金の控除調整下限額の改定に関する規定について、所要の規定の整備が行われたこと。

### 第3 給料年額改定率の改定に関する事項（第3条関係）

令和3年度における昭和61年3月31日以前に給付事由の生じた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）による年金の裁定替え（旧地共済法による年金に係る昭和61年4月以後の年金額の改定をいう。）におけるいわゆる通年方式による給料比例部分の額の算定基礎となっている給料年額に乗ずることとされる給料年額改定率は、受給権者の生年月日の区分に応じ、次の表に掲げる率とされたこと。

受給権者の区分	給料年額改定率
昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.222
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1.232
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1.259
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1.265

昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1. 265
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1. 271
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1. 281
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1. 292
昭和13年4月2日以後に生まれた者	1. 293

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令について

第4 地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担等に関する事項（第2条関係）  
共済給付金の給付に要する費用は、地方公共団体が負担することとされ、令和3年度の負担金の算定方法及び支払方法については、以下のとおりとされたこと。

（平成23年改正省令附則第2条関係）

（1）給付費負担金の算定方法

① 都道府県

令和3年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額の内額に12を乗じて得た金額に18.7/100を乗じて得た金額

② 市区町村

令和3年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額の内額に12を乗じて得た金額に33.6/100を乗じて得た金額

（2）給付費負担金の支払方法

第1回目	給付費負担金の10分の5に相当する金額	令和3年5月
第2回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和3年8月
第3回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和3年11月
第4回目	給付費負担金から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和4年2月

\*支払日の期限は各月の20日とする。

第5 公務遺族年金の額の算定及び団体組合員に関する事項（第1条関係）

公務遺族年金の額の算定及び団体組合員に係る準用規定について、所要の規定の整備が行われたこと。

その他の事項について

第6 その他

追加費用対象期間を有する者に係る年金額について、令和3年度における控除調整下限額は、平成27年経過政令第54条及び第122条の規定により昭和13年4月1日以前に生まれた者については2,341,500円とされ、同月2日以後に生まれた者については2,336,900円とされたこと。

施行期日

令和3年4月1日から施行することとされたこと。